

### 補助金等取扱基準

<b>補助金等の名称</b>	諏訪市外出支援・住民互助活動支援事業補助金
<b>補助事業等の目標</b>	地域の互助活動において、高齢者の外出支援として送迎を行う者に対し、当該送迎に係る送迎サービス補償の保険料を補助することにより、高齢者の外出を促進するとともに、地域の互助活動を推進する。
<b>補助事業等の対象者</b>	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する個人又は団体</p> <p>(1) 個人にあっては市内に住所を有し、団体にあっては市内を活動拠点とすること。</p> <p>(2) 諏訪市社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターに登録していること。</p> <p>(3) 地域の通いの場、買い物、通院等の高齢者の外出支援のための送迎の事業を行うこと。</p> <p>(4) 道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について(平成30年3月30日付け国自旅第338号国土交通省自動車局旅客課長通達)に基づき、営利を目的としない送迎の事業を行うこと。</p>
<b>補助対象経費</b>	送迎サービス補償のBプラン（自動車特定方式）の契約に係る保険料。ただし、一の保険期間につき、1口分の保険料を上限とする。
<b>補助金等の額及びその算定方法又は補助率</b>	<p>補助対象経費の10分の10以内</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 定額補助金であるため</p>
<b>補助事業等の評価</b>	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
<b>補助事業等の開始時期</b>	令和2年4月1日
<b>補助事業等の終了時期</b>	<p>【終了時期が3年を超える場合の理由】 互助活動の支援として3年を超えて継続することが必要であるため</p>
<b>情報の公表の方法等</b>	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。

そ の 他	<p>1 この取扱基準において「送迎サービス補償」とは、ボランティア、ボランティアグループ又は団体による送迎サービス中の事故を補償するため、社会福祉法人全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と団体契約を締結する傷害保険をいう。</p> <p>2 この取扱基準において「B プラン（自動車特定方式）」とは、送迎サービス補償（傷害保険）のうち、契約時に送迎に使用する自動車を特定し、当該自動車に搭乗中の事故について補償するプランをいう。</p> <p>3 補助金の交付決定を受けた者は、交通安全講習の受講に努め、道路交通法を遵守して運行しなければならない。</p>
提 出 書 類	<p>1 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市外出支援・住民互助活動支援事業補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 送迎サービス補償加入証の写し</p> <p>(3) 運転免許証の写し</p> <p>(4) 車検証の写し</p> <p>2 補助金の交付を受けた者は、保険期間の満了後、速やかに諏訪市外出支援・住民互助活動支援事業補助金実績報告書（様式第5号-1）を市長に提出しなければならない。</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担 当 部 署	諏訪市 健康福祉部 高齢者福祉課 高齢者福祉係

令和 2年 3月16日 制定（令和 2年 4月 1日 施行）